**平成２６年（フ）第３７号**
松山市土居田町337　コーポラス須山101号室、住民票上の住所愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地33
債務者　稲田　祐二
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第５１５号**
宮城県多賀城市浮島字西沢22番地の２　ウエスト　スワンプＢ102
債務者　鈴木　　翔
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第５４９号**
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下97番地の２　エコープラザⅡ202
債務者　佐々木悠喜
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
千葉県茂原市木崎695番地６
債務者　打越喜久乃
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第５６号**
千葉県勝浦市浜勝浦440番地
債務者　君塚　勝子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第５８号**
千葉県いすみ市若山2625番地11
債務者　宮崎美由紀
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第６１号**
千葉県いすみ市大原3715番地
債務者　松本　　直
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第６３号**
千葉県いすみ市日在2134番地　森アパート５号室
債務者　石橋友里江（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第２８５号**
新潟市東区浜町１番16号、前住所長野県上田市常田１丁目９番40号　レオパレスリヴェール101号
債務者　土佐　正広
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１４号**
新潟市中央区花町2069　新潟花町ビル６階
債務者　渡辺ゆう子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３２８号**
新潟市秋葉区朝日446番地　コーポシリウス202号
債務者　吉川　　徹
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３４９号**
新潟市北区早通南５丁目１番18―23号
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２３６号**
山梨県甲府市下飯田１丁目６番23号　樋川フラット104
債務者　三和　克彦
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３５号**
長野市平林１丁目２番24―Ｂ号　弥生ハイツ西棟
債務者　金澤　利享
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第４６号**
滋賀県長浜市宮司町74番地８　レオパレス宮司東104号室
債務者　花田　健二
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２６年（フ）第３７１号**
兵庫県赤穂市若草町110番地　レオパレスヴェルタ203、従前の住所神奈川県綾瀬市小園1305番地２　第２大川ハイツ503
債務者　酒井　克典
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３９５号**
兵庫県加古川市新神野２丁目19番１―603号
債務者　長石美野里
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部